財團法人協調會大阪支所

記

願條件

(一) 玉井仁助ヲ製釘部ニ歸任セシムル事（要求書ニハ犧牲者ヲ出サザルコト）

(二) 勤務時間變更ノ件（十時間制ニスルコト）從來十一時間

(三) 請負制ヲ日給制ニ變更ノ事

(四) 日給値上（請負制ヲ日給制トシタル後二割値上）

(五) 殘業手當增額ノ件一時間ニ付一分五厘（從來ハ五厘）

(六) 解雇手當制定ノ件

勤續一ケ年未滿日給三十日分

勤續一ケ年以上二ケ年未滿一ケ月ヲ增ス每ニ二日分

二年以上ハ一ケ月ヲ增ス每ニ三日分

(七) 歸國旅費制定ノ件

ハ之ヲ認メ其ノ他ノ件ニ付テハ之ヲ拒絶スル事

(一) 玉井仁助ヲ製釘部ニ歸任セシムル事ニ付テハ一ケ年ニ付テハ一日ノ割合ヲ以テ賃金ヲ減ジ其ノ減額ハ之ヲ積立テ置キ同人ノ死亡又ハ廢疾ノ場合ニ於テ其ノ遺族ニ之ヲ支給スル事

(二) 勤務時間變更ノ件ニ付テハ從來ノ十一時間ヲ十時間ニ變更スル事

(三) 請負制ヲ日給制ニ變更ノ事ニ付テハ從來ノ請負制ヲ廢シ日給制ニ變更スル事

(四) 日給値上ニ付テハ從來ノ請負制ヲ日給制トシタル後二割値上ケヲ爲ス事

(五) 殘業手當增額ノ件ニ付テハ從來ノ一時間ニ付一分五厘ヲ一分八厘ニ增額スル事

(六) 解雇手當制定ノ件ニ付テハ勤續一ケ年未滿ハ日給三十日分勤續一ケ年以上二ケ年未滿ハ一ケ月ヲ增ス每ニ二日分二年以上ハ一ケ月ヲ增ス每ニ三日分ノ割合ヲ以テ之ヲ支給スル事

(七) 歸國旅費制定ノ件ニ付テハ從來ノ通リ